

## 不利益処分の処分基準

処 分 名	不正受給者からの給付額の徴収		
根拠法令及び条項	予防接種法(昭和 23 年法律第 68 号)第 15 条第 1 項		
所 管 部 課 名	市民健康部 保健センター		
処 分 基 準	関係法令等及び条項	—	
	基 準	予防接種法第 15 条第 1 項に判断基準が記載してあるが、具体的な基準はなし	
	設定年月日	平成 13 年 9 月 18 日	最終変更年月日
備 考			